

# 第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

# 49号

発行：2015年8月13日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~wu9m-situ/>



## 勝訴

### 判決を受けての声明

第四次厚木爆音訴訟原告団  
第四次厚木爆音訴訟弁護団

- 一、 本日、高等裁判所第21民事部は、第四次厚木基地爆音訴訟行政訴訟、同民事訴訟の判決を言い渡した。
- 二、 裁判所は、毎日午後10時から翌日午前6時までの自衛隊機の運行を禁じた第一審判決（横浜地裁）の判断を維持し、再び、国に対し、自衛隊機の夜間の運行を禁じた。
- 三、 さらに原告等に対して、平成28年12月31日までにわたる将来の損害の賠償を命じた。
- 四、 控訴審判決が、裁判史上初めて軍用機の飛行差し止め請求を容認した横浜地裁の結論を一定程度維持したことの意味は非常に大きい。
- 五、 国は、地裁及び高裁で相次いで認められた夜間の軍用機の飛行差し止めを即時に実施すべきである。
- 六、 さらに東京高裁が将来請求を容認し、平成28年12月31日までの損害の賠償を命じたことは評価できる。
- 七、 これは、裁判所が厚木基地周辺の騒音状態が今後も継続されることを明確に認定したものであり、国の無反省への痛烈な批判が含まれているものであるといえる。
- 八、 国は、この判決に対して、上告すべきでない。国は東京高裁からの批判に対して、真摯に騒音状態の解消を実現し、かつ、騒音解消がなされない以上、裁判所が認めた将来に渡る賠償金の支払いを履行するよう求める。
- 九、 しかし、厚木飛行場の使用に関し、『(国が)一方的に米国の間の合意の内容を変更したり米国の権利の得喪を生じさせたりし得ることの根拠となる規定は存在しない。』として米軍機の飛行差し止め請求を斥けた判断は、厚木基地が、昭和46年以降、日米地位協定2条4(b)が適用され、日本が管理し、米軍に対しては米軍専用の施設への「出入りのつど使用を認める」とされる施設に使用を転換された事実を無視している。
- 十、 判決は、米軍の使用を限定した閣議決定について、「重要な意味を持つものとは解され」ないとして、「実質的には」日米合同委員会合意と異ならない、とするが、その根拠を欠くと言わざるを得ない。
- 十一、 米軍機による騒音を、違法であるとしながら、「第三者行為論」により飛行差し止め請求を斥けたことは、人権救済機関としての司法の責務の放棄であるといわざるを得ない。誠に残念である。
- 十二、 判決は、航空機騒音による身体的被害を直接的には認めなかったものの、WHOが示した閾値を詳細に検討し、「睡眠妨害は、健康被害に直接結びつき得る深刻なものである。」「厚木飛行場周辺の騒音のレベルは、一般的に身体的被害との関連性が問題となりうる程度まで至っており、周辺住民の生活環境に関わり、健康にも影響を及ぼし得る重要な利益の侵害である。」として、航空機騒音と身体的被害との関連をさらに踏み込んで認めたことは、評価できる。
- 十三、 国は、自衛隊機の夜間飛行差し止め請求を容認した1、2審判決を重く受け止め、自衛隊機の夜間飛行を停止するとともに、それ以外の時間帯においても、運行を制限し、被害発生防止に努めるべきであった。
- 十四、 しかし、一審判決後、騒音発生回数は、多くの地点で、一審判決前よりも増加した。
- 十五、 国は、今度こそ、裁判所の判断を重く受け止め、爆音被害を解消すべく自発的な処置を講じなければならない。
- 十六、 厚木基地周辺は、全国でも有数の人口密集地であり、基地周辺には民家や学校、病院も存在する。75W値の第一種区域内に少なくとも24万4000世帯、50万人の住民が居住し、航空機騒音の被害を受ける人口は200万人にも及ぶ。ひとたび墜落事故が発生すれば、未曾有の大惨事になるであろう。
- 十七、 厚木基地の航空機騒音に苦しめられる周辺住民は、昭和51年に提起した第一次訴訟、昭和57年に提起した第二次訴訟、平成9年に提起した第三次訴訟を経て、平成19年12月、本件訴訟を提起した。本件訴訟を提起してからすでに7年半が、第一次訴訟を提起してからすでに40年近くが経過した。
- 十八、 それほどの長期間を経てもなお、被害が解消されずにいることの驚きと怒りを禁じ得ない。東京高等裁判所が将来請求を明確に確定した本日、我々は、日本政府及び米政府に対して、住民の声に真摯に耳を傾け、現実に発生している被害を見据えて、厚木基地という住宅密集地における軍用機の運航を停止するよう強く求める。
- 十九、 我々は、今もなを進行している被害が解消されるまで、法廷内外での取り組みを続けることを決意する。

# 最高裁へ向けて、 万全の態勢を

団長代行 金子豊貴男

7月30日の東京高裁判決は、予想以上の成果でした。昨年の横浜地裁判決を受けて、自衛隊機の一部差し止めを認めるか？期待していたわけですが、それを追認しつつ、損害賠償請求で、来年12月末までの将来請求を認めたいことは、全国の爆音訴訟に大きな前進をもたらしたと思います。病床で、藤田団長も判決結果を聞いて、とても喜んでくれました。

この予想以上の判決を勝ち取ることができたのも、原告団の皆さんの一致団結した力と、弁護団の奮闘、そして全国の訴訟団や支援団のご支援のおかげです。改めてお礼申し上げます。

しかし、成果もありましたが、今回も「爆音をなくしたい」と取り組んできた、爆音の元凶、「米軍機の飛行差し止め」は、認められませんでした。民事訴訟でダメなら、行政訴訟で！と訴えてきた私たちの声は、今回も『司法の独立』した立場にはなりません。70年間に及ぶ米軍による日本の占領は続いています。日本の海も空も米軍に支配されている状況が続いています。判決結果を受けて、差し止め訴訟は当然、最高裁で争われることになるでしょう。闘いの場は最高裁に移りま



## 東京高裁判決報告

自衛隊機の夜間飛行差し止め、再び認める。  
将来の損害賠償の請求、初めて認める。  
米軍機の飛行差し止めは、請求を棄却。

弁護団 関守 麻紀子

1 7月30日午前10時、東京高等裁判所で、高裁判決が言い渡されました（東京高等裁判所第21民事部。齋藤隆裁判長）。裁判所は、行政訴訟において、横浜地裁に引き続き、自衛隊機の夜間の飛行差し止め請求を認容しました。民事訴訟では、過去の分の損害賠償とともに、口頭弁論終結後の将来の損害についても、国に対し、原告らへの支払いを命じました。

しかし、米軍機の差し止めについては、行政訴訟でも、民事訴訟でも、認められませんでした。

2 自衛隊機の夜間の飛行を差し止め（行政訴訟判決）

(1) 行政訴訟判決 差し止め請求を認容した主文

「防衛大臣は、平成28年12月31日までの間、やむを得ない事由に基づく場合を除き、厚木飛行場において、毎日午後10時から翌日午前6時まで、自衛隊機を運航させてはならない。」

裁判所は、国に対し、このように命じました。

(2) 「重大な損害を生ずるおそれ」

判決は、まず、行政事件訴訟法が規定する訴訟要件である「重大な損害を生ずるおそれ」があると認めました。

その理由は、次のとおりです。

「原告らの被った被害は、75W以上の地域に居住する住民に共通する被害であり、騒音による睡眠妨害やその他の生活妨害によりその人格的利益は大きく損なわれている。これら第1審原告らの被った被害には、被告国による住宅防音工事の助成等の周辺対策によって一定の限度において軽減され、第4次厚木基地爆音訴訟判決（注 民事訴訟判決のこと）において相当額の損害賠償の支払が命じられることによって一定程度精神的苦痛が慰謝される余地があるものも含まれているが、睡眠妨害については、健康被害に直接結び付き得るものであり、原告らを含む住民が被っている睡眠妨害の程度は相当深刻なものである。睡眠妨害は、その被害の性質上、前記金員の支払のみによっては損害が填補され、これを回復することはできない。」

ここでは、厚木基地周辺の騒音の状況を、WHO（世界保健機関）が示したガイドラインに照らして、詳細な検討を加え、85W以上の地域については、「一般的に身体的被害との関連性あるいは身体障害に連なる可能性が問題となり得る程度の騒音レベルに至っているとの評価が可能」として、「身体被害」、「身体障害」に言及しており、「身体的被害」を否定した横浜地裁判決よりもさらに踏み込んだ判断を示しています。

また、健康以外の被害についても、「人格的利益は大きく損なわれている」として、単なる生活上の妨害にとどまらない被害と認めた点も、一歩前進したと言えると思います。

(3) 自衛隊機運航処分の違法

このように訴訟要件としての「重大な損害を生ずるおそれ」があると認めた上で、次に、防衛大臣による自衛隊機の運航が「違法」となるか否かについて判断しました。

判決は、自衛隊機の運航は、防衛政策全般にわたる判断の下、極めて高度な政治的、専門的及び技術的な判断を要するものであり、また、緊急の必要性が高いこと、自衛隊機が我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、任務を確実にかつ効果的に遂行するには、平時における情報収集活動や訓練も必要であること、を理由として、自衛隊機運航の必要性を認めます。

しかし、他方で、原告らの被害について、原告らは、「睡眠妨害、聴取妨害及び精神的作業の妨害からなる生活妨害、アノイアンスや健康被害への不安を始めとする精神的苦痛を被っており、相当な深刻な状況にある」、「睡眠妨害は、健康被害に直接結び付き得るものとして、

その影響を軽視できない」と判断し、被害の重大さを改めて認めます。

そして、午後10時から翌日の午前6時までの時間帯は、海上自衛隊の自主規制措置、日米合同委員会による規制措置があることも踏まえた上で、午後10時から翌日の午前6時までの間については、自衛隊機運航という行政目的と対比して、原告らの被害は「過大」である、したがって自衛隊機運航処分は違法である、との判断を下し、この時間帯の飛行の差し止めを命じたのです。



(4) 例外と期限

ア もっとも、この時間帯においても、自衛隊の防衛出動や災害派遣等は緊急性が高く、違法になるとはいえないとして、「やむを得ない事由に基づく場合」は例外としています。

横浜地裁判決でも、例外を認めていたのですが、それは、防衛大臣が「やむを得ないと認める場合」でした。高裁判決は、この条件を客観化し、「やむを得ない事由に基づく場合」としました。その理由を、「ただ単に防衛大臣が主観的に運航が必要と判断したというだけではなく、客観的に上記の行動として行われる場合には、これを行っても違法とすることはできない。」と述べており、防衛大臣の権限の濫用を抑制しようとする意図がうかがわれます。

イ また、横浜地裁判決にはなかった期限を付し、自衛隊機飛行差し止めは、「平成28年12月31日までの間」としました。

厚木基地に駐留する米海軍は、平成29年頃までには、岩国基地へ移駐することが日米政府間で決定されており、岩国へ移駐後は、現在と同じような騒音状況ではなくなるであろう、というのがその理由です。

(5) 訓練飛行、W値75となる飛行の差し止め請求は棄却

判決は、訓練飛行の差し止め、W値75となるような飛行の差し止めについては、認めませんでした。

3 損害賠償命令、将来の損害についても賠償を命じる（民事訴訟）

(1) 民事訴訟では、将来の損害についても賠償を命じるという、画期的な判断がされました。

しかし、飛行差し止めは、自衛隊機、米軍機、いずれも認めませんでした。

(2) 将来請求を認める

ア 慰謝料の額は、横浜地裁判決と同じであり、次のとおりです。

W値が75～80の地域	月額4000円
W値が80～85の地域	月額8000円
W値が85～90の地域	月額1万2000円
W値が90～95の地域	月額1万6000円
W値が95以上の地域	月額2万円

防音工事が実施されている場合は、最初の1室につき10%を減額、2室目以降につき1室増加するごとに5%を減額するが、最大30%の減額に留める、としたことも、横浜地裁判決と同じです。

高裁判決は、慰謝料額の認定にあたって、横浜地裁の判断に付け加えて、「今日、静謐な生活環境あるいは居住空間に関する人格的利益の評価がますます高まっており、互いに相應の配慮を払って平穏な社会生活を営むことが求められるようになってきているところ、生活の本拠地である居住地が受忍限度を超える航空機騒音に日常的にさらされる環境にあることは、前記の社会状況と相容れないものであり、そのような環境下で受ける諸般の不利益を軽視することはでき

ない。」と判示しています。

イ 高裁判決は、国に対し、口頭弁論終結時（高裁での審理が終了した時点）以後も、平成28年12月31日までの損害賠償（慰謝料）の支払いを命じました。

将来請求が認められた、画期的な判決です。

通常は、口頭弁論終結時までの慰謝料の支払いしか認められません。しかし、判決は、本訴訟提起後の騒音の状況がこれまでと変わらないこと、厚木基地の航空機騒音被害が昭和30年代半ばから継続しており、第1次訴訟以降、3度の確定判決により、住民の損害賠償請求が認容されてきていること、厚木基地の騒音の違法状態が約40年にわたり継続していること、などを考えれば、厚木基地に駐留する米海軍が平成29年頃までに岩国基地へ移駐するまでは、厚木基地の騒音状況は従来と変わりなく続くであろうと判断しました。

（この点は、行政訴訟判決で、自衛隊機の差止め期限を設けた判断と裏腹の関係にあります。）

加えて、深刻な被害に苦しむ原告らは、被害救済のために度重なる訴訟提起を余儀なくされているのに対して、国は、これまで3度の確定判決により違法判断が示されているにもかかわらず抜本的な見直しが図られず、国は責任を果たしているとはいえない、とし、原告らと被告国の公平をはかるため、将来の慰謝料の支払いの請求を認めたのです。

高裁のこの判断は、原告の被害の大きさを認めるものであるとともに、約40年にわたり違法状態を放置し続ける被告国に対する痛烈な批判であると思います。

### (3) 国の主張の排斥

ア 被告国は、厚木基地の騒音問題が知られるようになった時期以降に転入してきた者や、W値のより高い地域へ転居した者などは、厚木基地の騒音を知って転居してきたのだから、慰謝料額は減額されるべきである、という主張（「危険への接近の法理」といわれています。）を繰り返して来ていましたが、高裁でも、被告国のこの主張は排斥されました。

イ また、被告国は、原告らの多数の者が昼間は通勤や通学のため厚木基地周辺にはいない、という理由で、昼間騒音控除後コンター（昼間の騒音について、実際には発生しているにもかかわらず、発生していないものとして作成したコンター）に基づいて原告らの被害を判断すべきだ、との主張を、横浜地裁での審理に引き続き高裁でも繰り返していましたが（国は、高裁で、さらに新しいコンター図を作成し、証拠として提出しました。）、高裁でも、被告国の主張は排斥されました。

## 4 米軍機の飛行差止めは、またも棄却

### (1) 「第三者行為論」

米軍機の飛行差止請求は、行政訴訟でも、民事訴訟でも、認められませんでした。

横浜地裁判決の「原告らの米軍機の差止請求は、被告に対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものというべきであるから、その余の点に判断するまでもなく主張自体失当」との判断が、高裁でも、繰り返されました。

この理屈は、「第三者行為論」と言われています。厚木1次訴訟最高裁判決の考え方であり、厚木基地でも、他の基地訴訟でも、繰り返されてきており、米軍機の飛行差止め実現を阻む、高く厚い壁となっています。

### (2) 厚木基地の法律関係

厚木基地の滑走路部分は、昭和46年に使用転換がされ、日米地位協定2条4項(b)が適用されることとなりました。

その経緯、日米地位協定の解釈、政府見解や閣議決定の内容からすれば、米軍機による厚木基地の使用は、厚木基地内の米軍専用区域への出入りを主目的とし、これに関連した使用に限って認められるに過ぎず、防衛大臣が管理権に基づいて、米軍機の出入りの都度使用を許可することが前提となっていると理解されます。防衛大臣は、米軍専用区域への出入りのため以外の使用、つまり、訓練飛行のための使用や、日本の法令に違反する使用を許可しない、ということができなければならないのです。

判決結果を見守る  
高裁前での原告団



### (3) 高裁の判断

ア ところが、高裁は、米軍には、我が国や極東の安全維持など広範囲に及ぶ駐留目的に沿う使用が認められており、このような駐留目的の範囲内での使用をする限りは、防衛大臣が許可することなどない、と判示しました。

かかる判断は、米軍による日本国内の施設区域の使用は、日米安保条約及び日米地位協定によって規律されるものである以上、米軍による使用について、我が国の政府の決定により一方的に変更することができるものでないことは明らかである、という考え方、すなわち「第三者行為論」を大前提としたものです。

地位協定に基づく米軍の駐留の問題に関しては、裁判所は思考停止に陥ってしまっているのではないかと感じます。

イ また、行政訴訟判決では、防衛大臣は、厚木基地の自衛隊機と米軍機の全体についてその発生する騒音を把握した上で、米軍機により発生する騒音を踏まえて自衛隊機を運航すべきなものであり、自衛隊機の運航に当たっては、「米軍機の離発着によって生じている騒音状況にさらに騒音を加えるものとして配慮すべき必要がある」等と述べられています。まるで、米軍機の騒音について我が国にはなすすべがないことを前提とするかのような判示です。

(4) 米軍機の飛行を差止めない限り、静かで安全な空を取り戻すことはできません。米軍機の差止めは、原告のみなさんの強い願いです。

「第三者行為論」を突き崩すべく、弁護団は一丸となって、引き続き努力していきます。

5 自衛隊機の飛行差止請求を高裁判決が認容したのは、初めてのことであり、また、判決後の期間についての損害賠償請求認容も、基地騒音訴訟では初めてです。

高裁判決は、横浜地裁判決をさらに前進させた、意義のある判決といえます。

軍用機の騒音被害の大きさ、深刻さを裁判所が認めたのであり、7000名の原告という大所帯の原告団、弁護団が協力して取り組んできた成果でしょう。

しかし、またもや、米軍機を差し止めることはなりません。

裁判所が、厚木基地の騒音は米軍機によるものが大きいこと、その程度は「身体的被害との関連性あるいは身体障害に連なる可能性が問題となり得る程度の騒音レベルに至っている」こと、厚木基地の航空機騒音により住民に生じている被害は甚大であることを認めながら、それでもなお、我が国が米軍機の飛行を制限することができないとは、一体どういうことなのか。このような状況に甘んじなければならないのか。そんなはずはありません。

この点については、上告し、最高裁判所の判断を求めることとなります。

飛行差止請求については、最高裁に判断が持ち越されることになり、裁判が続くこととなります。引き続き、原告団、弁護団が一丸となって、取り組んでいきましょう。

静かで安全な空を取り戻すために。爆音に苦しめられない、落ち着いた、人間らしい生活を取り戻すために。引き続き、がんばりましょう。



# 東京高裁判決後 防衛省・外務省へ要請行動



7月30日(木)に第四次厚木爆音訴訟の控訴審判決が下された。判決は横浜地裁の判決をより一歩踏み込んだ判決となり、2016年12月31日まで将来請求もあらたに認めるなど訴訟団としては歓迎する判決では

あった。

残念ながら米軍機に対しては従来通り、飛行差し止め請求は却下された。自衛隊機の夜間飛行差し止めを命ずる判決が、横浜地裁に引き続き下されたことを受け、訴訟団と支援団体から11名が防衛省を訪れ、「判決を重視し、最高裁への上告をしない」よう要請行動を行った。防衛省側からは報道官1名と担当者3名が出席して対応した。

中野新弁護士団団長から防衛省役員に判決要旨文が手渡され、関守弁護士から判決声明文の読み上げが行われた。金子団長代行からは「米軍の公務により発生した損害の75%は米軍による支払い義務があるのに、日本政府が肩代わりしているため、米軍は責任を自覚していないのではないか。司法は米軍の責任を問うていないが、司法の判断とは別に米軍機にも飛行停止を求めるべきだ」と詰め寄った。

これに対し防衛省側は「訴訟の実務担当者が出席しているので、米軍の損害賠償などは担当外で答えられない。判決は国として厳しいものがある。上告まで時間があるので関係省庁と協議する」との回答に終始した。

高裁判決を守るよう自衛隊は指示すべきだと訴訟団の要請に対しても、防衛側は、判決は確定したわけではないと突っぱねた。最後に訴訟団から、「なぜ裁判が繰り返されるのか、そのことをよく考えてほしい」と述べ、この日の要請行動を終えた。

一方、外務省へも同日、訴訟団、弁護士と支持団体からの計10名が判決声明文を持って要請行動を行った。

外務省側からは北米局・日米地位協定室「出田課長補佐」(イデタ)同じく、「渡辺課長補佐」が出席して対応した。



始めに二見副団長から要請の趣旨を述べ、福田弁護士団副団長から外務省側に「東京高等裁判所判決を受けての声明」文を読み上げて手渡された。

二見副団長、大波副団長からそれぞれ外務省は判決を真摯に受け止め、米軍にも自衛隊機と同様深夜・早朝の飛行差し止めを守るよう要請した。また、弁護士からも米軍機の爆音軽減に努めるように、そして、少なくとも75W以上は違法であることなども申し入れるように伝えた。

外務省側からは正確な回答はなかったが、多くの申し入れについて爆音の軽減に今後とも努力する旨の回答がありました。

最後にわれわれのささやかな願いである静かな空を求め、米軍機の爆音が1日でも早くなくなることを述べて約1時間の要請行動を終了した。



## 訃報

### 大和第4支部長 齋藤弥作さん逝去



かねてから病気療養中でした大和第4支部長の齋藤弥作さんが、6月26日に逝去されました。享年84才でした。齋藤さんは亡くなる直前まで訴訟団活動に精を出し、役員会議にも出席し、署名集めや口頭弁論への参加者集約に努めるなど、お元気な様子でしたので、突然の訃報に信じられない思いでした。以前から体調不良であるとこのことは周知されていましたが、それでも訴訟

団活動には積極的にかかわって来ました。爆音訴訟の立ち上げにも第一次訴訟からかわり、訴訟団活動の中心として、また、第四支部の支部長として、全精力を傾け活動されたことに感謝いたします。今後厚木基地の爆音解消に向けて私たちも「平和で静かな空」をとり戻すまで闘い続けることを墓前に誓いながら、齋藤弥作さんの思いを実現させることが私たちに課せられた務めであると思っております。

## 当面の予定

判決当日は暑い中、多くの方に傍聴をいただきました。たいへんご苦労様でした。

東京高裁での判決内容について、訴訟団では8月4日(火)に弁護士を交えて役員会を開催し、今後の対応について検討いたしました。損害賠償につきましては、横浜地裁判決と同じであり、国が上告しなければ原告側としても上告しないことを確認しましたが、米軍機の飛行差し止めについてはまたも門前払いの却下とされ、このため米軍機の飛行差し止めこそ私たちの裁判の主目的であることから、これが実現するまで闘い続けることを確認しました。

いずれにしても上告期限は8月13日(木)であり、この訴訟団ニュースが皆様の手元に届く前にどのような争点が上告されたかが決まることです。現時点ではそれが不明のため、原告の皆様に対応をお知らせすることができなく、心苦しいのですが、上告内容が明らかになるか、判決が確定したかで私たちの対応、闘い方も明確にしなければなりません。役員会及び弁護士との方針が固まりましたら訴訟団ニュース等で皆様にお知らせし、臨時総会で確認することになりますので、今しばらくお待ち下さい

## 【訴訟団活動日誌】

5月14日	東京高裁 結審(審理終了) / 報告集会(参議院議員会館)
5月18日	拡大三役会議 / (ジョージワシントン 横須賀出港)
5月26日	東大生学習会 対応
5月27日	役員会議
5月31日	第9次横浜公害訴訟団 総会出席
6月 1日	全国基地連 打ち合わせ
6月 2日	東日本連絡会議(オスプレイ) 参加
6月 3日	全国被害者総行動・政府交渉 参加 / 県央共闘総会 参加 / オスプレイ3機横田基地へ(綾瀬、大和、座間、海老名市、相模原市上空通過)
6月 6日	弁護士会議
6月10日	弁護士会シンポジウム 参加
6月23日	岩国基地署名依頼(労組回り)
6月26日	(斉藤弥作大和第四支部長 逝去・通夜 6/29 / 告別式 6/30)
7月 3日	拡大三役会議
7月 6日	東日本連絡会議 参加
7月 7日	平和センター幹事会 参加
7月 8日	県央共闘幹事会 参加
7月 9日	弁護士会平和パレード 参加
7月10日	(読売新聞 取材対応)
7月14日	弁護士記者レク(東京記者クラブ) / 戦争法案廃案・強行採決反対集会 参加
7月15日	役員会議
7月16日	弁護士会議 / (読売新聞、毎日新聞、NHKテレビ 取材対応)
7月24日	拡大三役会議
7月26日	戦争させない国会包囲行動 参加
7月28日	東日本連絡会(オスプレイ) 外務・防衛省要請行動 参加 / 戦争法案廃案・強行採決反対大集会 参加
7月29日	全国基地連 事務局会議
7月30日	東京高裁 判決言い渡し / 報告集会(日比谷図書文化館) / 外務省・防衛省要請行動
7月31日	上期会計監査
8月 4日	役員会議
8月 5日	県央共闘幹事会 参加
8月 7日	弁護士会議

## 事務所夏休みのお知らせ

事務所夏休みは次の通りです  
8月13日(木)～19日(水)

